

# 左京地区地域協議会 令和2年度「地域自治計画書」

令和2年10月21日

テーマ	目指すべきレベル	現状のレベル(R2.4現在)	一年後のレベル(R2.10現在)	今後の課題(R2.11以降)
① 安心・安全なまちづくり a. 子供の見守り ・防犯防災・安全部会 ・福祉部会	・登校時・退校時の時の安全確保	令和1 ・登校じはPTA活動の一環として保護者が当番制で立哨実施。 (下校時は未実施)	・PTAだけでなくボランティアも含め常時複数人で見まもるようになる。 ・PTAとの連携すみわけ	・ボランティア募集と人数の確保 ・立哨場所の確定等
		令和2 ⇒PTA実施内容についての現状把握 ⇒危険箇所等のマップ(安全マップ)作製。	⇒9月よりボランティアによるPTA指定7箇所での立哨とながら見守りの実施。 ⇒安全マップの作製中。	・ボランティア人材の追加募集 ・12月完成予定。1&2月全戸配布。
b. 高齢者の見守り ・防犯防災・安全部会 ・福祉部会	・要支援者の完全な把握 ・サポート体制の構築 ・敬老祭を活用した見守り体制の拡充	令和1 ・個人情報の観点から把握は限定的 ・対象者が多く民生だけでは限界がある (敬老祭やふれあいランチ会である程度は把握できているが限られた人たち)	・見守り支援員の有資格者を50人程度に増員し、民生委員の補助者としてチーム編成する。 ・把握できていない高齢者(特に一人暮らし) ・向こう三軒両隣への関心意識の高揚と情宣	・自分は支援など必要ないと考えている ・高齢者の意識改革。 ・支援員増員方法の検討
		令和2 ⇒サロン活動で「ゆるやかな見守り会」展開中 ⇒見守り支援員養成講座受講で新規20名登録 ⇒要支援者把握とサポート体制構築には至っていない。	⇒見守り支援員による見守り活動の実施 ⇒新規支援員10名程度増強 ⇒避難行動要支援対策について組織一体となったPJチームを9月に立上げ。	⇒継続実施。 ⇒11月追加10名支援員受講実施。 ⇒PJ-T(防災・防犯、民生、自治会等)による定例会議(1回/月)の実施。
c. 交通事故防止 ・防犯防災・安全部会	・住宅内スピード30km制限と表示 ・交差点一時停止の徹底 ・自転車といえどもルールを守る ・子供の交通事故0を実現	令和1 ・住宅内で結スピード出す車が多い ・交通マナー意識が高いとは言えない ・危険箇所では大事故が発生している	・交通ルール、マナー意識の向上施策 ・交通事故危険箇所の洗い出し	・30km/h制限規定の申請、許可 ・子供たちへの交通マナー向上施策と啓蒙
		令和2 ⇒危険箇所のリストUP作業中。 (各自治会へ情報提供依頼)	⇒「安全マップ」の作製中。 ⇒防犯カメラ設置場所の洗出し	⇒諸対策実施について警察との協議・陳情 ⇒予算の確保
d. 空き巣・盗難防止 ・防犯防災・安全部会	・空き巣・盗難件数0の継続	令和1 ・1回/月の部会で注意喚起してるが、住民意識の浸透度は不明	・被害0の継続	・行政、警察と連携した盗難防止活動の情宣
		令和2 ⇒通所型サービスB参加者への啓もう活動実施 ⇒防犯パトロール回数の見直しの実施等	⇒防犯広報誌を2回/年、全世帯に配布。 ⇒警察と連携した防犯セミナー開催 ⇒地域協議会主体の防犯パトロールの実施 ⇒回覧・掲示板を活用した防犯意識の向上	⇒地域協議会広報紙に包含する。 ⇒計画中。 全上 ⇒地域協議会広報紙に包含する。
e. 振り込め詐欺等の防止 ・防犯防災・安全部会	・左京地区での被害0 ・住民全員の防犯意識の向上	令和1 ・1回/月の部会で注意喚起してるが、住民意識の浸透度は不明	・被害0の継続	・行政、警察と連携した盗難防止活動の情宣
		令和2 ⇒広報誌等を活用した啓もう活動の実施	⇒警察と連携した防犯セミナー計画	⇒防犯セミナーの開催。
g. 災害時対応 ・防犯防災・安全部会 ・福祉部会	・マニュアルに基づいた実践活動(避難行動時の要支援者対応) ・被害の極小化	令和1 ・避難マニュアルができていない ・防災訓練の参加率が低い	・マニュアルの完成と配布 ・親子等で参加できる楽しい催しの考案・実施 ・災害時必需品の増強	・避難マニュアルに基づく防災訓練の定着 ・地域住民全員参加の防災訓練
		令和2 ⇒左京版避難マニュアルの作成完了 ⇒災害時の必需品見直し強化	⇒避難マニュアルに基づく避難訓練の実施 ⇒災害時備蓄品の年度計画の策定 ⇒要支援者避難マニュアルの策定	⇒11月8日実施予定。 ⇒災害時備蓄品の連合会と自治会すみ分け ⇒PJ-T(防災・防犯、民生、自治会等)による定例会議(1回/月)の実施。
f. 文化・健康づくり ・生涯学習部会 ・健康・スポーツ部会	・何時までも健康を維持できる ようサポート ・スポーツ、音楽、学習を通じた ふれあいの場 いの場をたくさん作り皆が参画する	令和1 ・趣味によるそれぞれの活動 ・子供たちが参加できるイベントの開催(焼芋大会等)	・より多くの人々の参加 ・参加者の枠を広げる幅広い繋がり	・皆が参加できる住民周知方法の検討 ・開催場所利用料・必要器具購入の予算確保等
		令和2 ⇒地域で開催されている文化・教養講座情報収集 ⇒独自行事の企画 ⇒各種行事でのSSSIによる吹奏楽コンサート	⇒地域にマッチした趣味の会の開設と定着(手芸・子供スポーツ・野菜づくりクラブ・麻雀会等) ⇒平城東中とのコラボによる発表会開催	⇒コロナ過による中断 ⇒ 同上

			⇒SNSを開設し地域の情報発信	⇒行事の認知度アップと参加者増を図る	⇒計画中。
<b>② 地域の環境整備</b>					
a. 気持ちよく利用できる公園づくり ・環境街づくり部会	・大人や子どもたちが安全・安心に利用できる公園	令和1	・枝が伸び枯れ葉が散乱、草ぼうぼう		・ボランティアの継続的確保、行政への陳情
		令和2	⇒一丁目公園の高木剪定について要望書提出 ⇒公園ボランティアの募集検討	⇒各街区公園の実態に応じた公園整備要望書を奈良市に提出した。 ⇒公園ボランティアの募集開始と活動の定着。	⇒奈良市との連携強化。 (※)アダプトプログラム ⇒予算確保。(※)GSP制度への移行の検討。
b. 道路にゴミがない街づくり ・環境街づくり部会	・ポイ捨てしない美化意識醸成 ・落ちていくゴミがなく気持ちよい道路	令和1	・見て見ぬふりで放置されている ・2回／年のふれあい清掃でしか対処できない	・美化意識の向上施策の立案と実行	・広報誌、自治会による啓蒙活動の推進
		令和2	⇒道路にゴミが捨てが散見される。	⇒啓もう活動推進によるポイ捨てゴミの半減。	⇒広報誌、自治会による啓蒙活動の強化、推進
c. ゴミ出し日の徹底と分別 ・環境街づくり部会	・収集後の清掃徹底(ゴミが散乱していない) ・ゴミ出し日の徹底・分別の徹底	令和1	・タイムリーに清掃されていないので散乱時間が長い ・カラス公害	・広報誌等を通じた住民意識の向上 ・自治会別カラス対策の推進	
		令和2	⇒同上	⇒アンケート調査による各自治会別実態調査。	⇒成功事例の水平展開。
d. 緑と花いっぱいの街づくり ・環境街づくり部会	・「左京の森」と同様な街区公園整備 ・緑と花があふれる左京の街	令和1	・子供むけの花壇づくり、花の育苗、育成 ・さくら祭り、焼芋大会の実施	・散策して緑と花が楽しめる場所を一杯つくる ・さくら祭りはコロナ過で中止。	・ボランティア高齢化による後継者づくり ・秋の焼芋大会もコロナ過で中止。
		令和2	⇒街路及び街区公園への花の植栽整備。	⇒街区公園、周回道路での花壇づくりの検討	⇒水道設備の設置可否と水やり体制の構築 ⇒予算の確保。将来的にはアダプトプログラムの検討。
<b>③ 清掃工場の早期移転</b>	・早期に他地域への移転実現	令和1	・公害調停で合意しているにも関わらず具体的動きがない	・「広域化」についての合意と具体的場所について情報の共有化を図る	・焼却炉があと10年しか持たない。全体工期が10年かかることを市民にアピール
		令和2	⇒奈良市は新たな候補地を発表した	⇒進捗推進を図る全市民を巻き込んだ広報活動についての後方支援	⇒同上
<b>④ 地域で出来る事業活動(地域提案事業)の推進(新規追加)</b>	・広報紙配布配布事業の受託 ・地域提案事業の選定	令和1	・広報紙配布の事業化検討。(要員、予算等)	・R2.5月号より配布開始。	・継続実施する。
		令和2	・地域で出来る事業の検討WGの実施。 ・奈良市が発注するメニューのリストUP	・未配達、誤配達、クレームゼロの徹底 ⇒継続・促進。	・同左 ・同左